

令和2年度 不祥事ゼロプログラム検証結果報告

課題	目標・テーマ	行動計画	検証・達成状況
① 法令遵守意識の向上	教育公務員として、職員一人ひとりに常に自覚を持たせ、公務外非行を防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 年度当初、神奈川県職員行動指針ガイドブック等をもとに、求められる行動を確認する。 2 朝の打合せ等で不祥事に関する新聞掲載記事を紹介する等、日々注意喚起して教育公務員としての自覚を深める。 3 職員啓発資料等を活用した不祥事防止研修会（事故防止会議）を定期的を実施し、法令順守・服務規律を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議で定期的に不祥事故防止会議を行い、求められる行動を確認して職員の意識を高めた。 ○新聞報道の記事や県からの情報を朝の打合せや職員会議で取り上げ、注意喚起と意識の啓発を行った。 ○不祥事防止会議では県からの資料を中心に使い、職員一人ひとりの自覚を深めた。また各回では県の点検確認シートに全職員が取り組み、意識を高めた。 ○風通しのよい職場環境づくりに努めた。
② 職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ・マタハラ等）の防止	職場の中でハラスメントが起こらないように、全職員が当事者意識を持って未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 不祥事防止に係る研修及び点検を実施し、具体的な事例を示して様々なハラスメントに対する職員の意識を高め、働きやすい環境を整えて、ハラスメントを未然に防止する。 2 困ったことや気づいたことは速やかに管理職に相談・報告し、「ほう・れん・そう」を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止に関する研修及び点検を行い、ハラスメントに対する職員の意識を高め、働きやすい環境を整えるように取り組んだ。 ○困ったこと、気になったことについては、速やかに管理職に相談・報告して、「ほう・れん・そう」の徹底を図った。
③ わいせつ・セクハラ行為の防止	職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、ルールを遵守して、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒とのSNS等の利用禁止を徹底する。生徒指導等でスマートフォン及び電子メール等を使用する場合は、生徒の個人情報の収集・登録・管理・廃棄について「県教育委員会の個人情報の取り扱い」に基づき、適切に行う。 2 生徒指導は複数で対応し、個別指導は密室では行わないこと、生徒に対して不適切な行為・言動がおこなわないよう教科準備室等を適切に利用することを徹底する。 3 生徒が誤解を生じる言動をしないようお互いに注意し合うとともに、生徒に対する相談体制を整備し、組織的な対応を図る。 4 部活動インストラクター及び教育実習生に対して、セクハラ防止のための研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒とのSNS等での不祥事故が絶えない現状について、研修を通して職員の規範意識を高めた。 ○個人情報の収集等については、適切な手続きを踏み、校外へ持ち出す際には必ず事前に許可をとるという意識が徹底された。 ○管理職による校内巡回を行い、準備室等の確認をした。 ○セクハラをはじめパワハラなどについて県からの関係資料を使い、不祥事故防止会議等で職員の認識を深めた。特にスクール・セクハラについて、行政課による校内研修会を実施した。 ○部活動インストラクター、教育実習生には、セクハラ防止のための丁寧な研修指導を行った。
④ 体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権に配慮した適切な生徒指導を行い、体罰や不適切指導を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 「体罰防止ガイドライン」を活用し、体罰や不適切指導によらずに、一人ひとりの生徒理解、及び人権に配慮した生徒指導を徹底する。 2 部活動指導においては、「部活動ハンドブック」等を活用し、顧問や顧問以外の職員が複数体制で生徒を見守り、関わることで体罰や不適切指導を未然に防止する。 3 外部講師を招いた人権研修会を行い、人権についての理解を深める。 4 生徒の健全育成に努めるため、職員間の情報共有を常に図り、教育相談体制を構築して組織的な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「体罰防止ガイドライン」等を参考に不祥事故防止会議を行い、体罰防止への認識を深めた。 ○部活動や生徒指導等では、「部活動ハンドブック」等を活用して、顧問や顧問以外の職員が複数で生徒に対応するように指導した。 ○機会を捉えて、不適切な言動等への注意喚起を行うようにした。 ○教育相談コーディネーター連絡会議を毎月定期的に開催することとし、課題のある生徒について職員間の情報共有を図り、適切な支援につなげた。
⑤ 入学選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	マニュアルに基づき、点検体制を整えて、選抜業務、成績処理、進路に係る業務等を正確かつ公正に遂行する。また、関係書類の作成・発行に係る適正な事務処理を徹底する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の基本マニュアルに準じて入学選抜マニュアルを適正に作成し、全職員がマニュアルに基づき、各業務を確実に正確かつ公正な選抜を行う。 2 定期試験問題の作成、素点入力及び成績処理支援システムによる成績処理、通知表、調査書等の作成において、データ・記載事項の点検を複数で確実に実施する。 3 指定校推薦における各学校からの推薦基準表等の作成及び調査書の発行等でのマニュアルに基づく相互チェックを確実にできる体制を整え、徹底した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○成績処理において、教科担当が使用する名簿の確認及びテストの素点の記録等において、職員相互の確認と各自の再確認の徹底を指示し、ミス等を未然に防止するようにした。 ○成績処理マニュアルを見直し、漏れのない照合・点検作業手順と効率性を追求するとともに、職員が遵守する意識の醸成を行った。 ○指定校推薦推薦基準表等を細心の注意を払って適切に作成した。調査書の発行についても計画的に点検作業ができ、事故なく発行することができた。 ○特にあらたな対応を求められた部分について入学選抜マニュアルの見直しを行うとともに、事故防止に努めた。
⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	生徒の個人情報の管理及び情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報管理に関する職員の意識を向上させ、紛失・漏洩等を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報の持ち出しは必要最小限とし、個人情報持ち出しに関する手続き等について徹底し、個人情報の漏出、紛失、誤廃棄、誤配付、誤送信等の未然防止に努め、適正な取扱いを徹底する。特に定期試験前後にシュレッダーの使用禁止期間を設け、事故防止を徹底する。 2 「神奈川県教育委員会情報セキュリティ対策基準（要綱）」に基づき、校内ネットワーク、情報システム、ネットワーク運営に関して、対策重要度Ⅰの情報は暗号化サーバーにより管理する、所属管理のUSBメモリーを適正に利用する等、守るべき安全管理を徹底する。 3 行政文書の保存期間を遵守し、保存期限の過ぎた文書・情報についても起案、複数での確認の上、適切に廃棄を行う。 4 教務手帳のロッカーでの保管を徹底する、職員啓発資料や新聞掲載記事等を活用した注意喚起を行う等、日常的に一人ひとりの個人情報管理・情報セキュリティ対策に対する意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の収集等については、適切な手続きを踏み、校外へ持ち出す際には必ず事前に許可をとるという意識が徹底された。 ○定期試験期間及び成績処理期間にシュレッダーの封鎖、返却されていない答案用紙の管理の徹底が図れた。 ○校内ネットワーク、情報システム、ネットワーク運営に関して、対策重要度Ⅰの情報は暗号化サーバーにより適切に管理した。所属管理のUSBメモリーについては、数量及び管理簿を適正化し、安全管理を徹底した。 ○行政文書の保存期間を遵守し、廃棄文書については廃棄起案を作成して、複数での確認の上、適切に廃棄することができた。 ○教務手帳のロッカーでの保管を徹底した。また、日常的な注意喚起により、一人ひとりの個人情報管理や情報セキュリティ対策に関する意識を向上させた。
⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通安全の遵守	交通安全への意識を高め、酒酔い・酒気帯び運転をはじめ、交通事故全般にわたり事故の発生を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員啓発資料やヒヤリハット事例等を活用し、時機を捉えて職員の意識向上を図る。 2 酒酔い・酒気帯び運転については、特に前夜の深酒についても注意喚起し、事故防止に努める。 3 交通違反を含めた交通マナー全般にわたり、教育公務員としての自覚を持つようコンプライアンス意識を醸成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の打合せや不祥事故防止会議を通じて事例や新聞記事を交えて、教育公務員としての自覚を高めた。 ○酒酔い・酒気帯び運転をはじめ、交通事故全般にわたり事故の未然防止を呼びかけ、交通安全と交通法規遵守について意識を高めた。
⑧ 業務執行体制（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	法令、要綱、マニュアル等諸規定に基づき、相互点検を行い、教科及びグループ等での十分な情報共有により、適正に業務を遂行する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員啓発資料やヒヤリハット事例等を活用し、職員会議等で情報の共有と事故防止の意識を高める。 2 個別面談等による指導により、教育公務員としての自覚や不祥事を起こさない意識・行動を確認し、徹底する。 3 情報共有・協力体制の確立、声掛けの励行、相談体制の整備等により、職員一人ひとりが孤立せず協力し合える職場づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内でのヒヤリハット事例が発生した場合には、朝の打合せや職員会議などで発生した状況と内容を職員全員で共有し、事故防止の意識を高めた。 ○些細な不注意から重大な事故が発生することを意識し、声掛けの励行、相談体制の整備等により、職員一人ひとりが孤立せず協力し合える職場づくりに取り組んだが、一部の教員の業務が過多となる場面もあり、公平で適正な業務分担と協力体制の構築が課題である。 ○職員の個別面談の機会の中で、教育公務員としての自覚を促すような内容を含め管理職から指導した。
⑨ 会計事務等の適正執行	私費会計について、公正な予算編成と適正な執行を行い、会計に係る事故を未然に防止する。	<ol style="list-style-type: none"> 1 県の「私費会計事務処理の手引き」をもとに策定した「港北高等学校私費会計基準」を令和2年4月に職員に周知する。 2 私費会計担当者を対象とする私費会計事故防止研修会を令和2年7月に行う。 3 定期的に管理職による点検及び令和2年11月に私費会計中間監査を行い、会計処理が常時適切に執行されているか点検する。 4 県立学校財務事務調査において指摘された指導事項については、職員に周知し早期に改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初に職員会議で「港北高等学校私費会計基準マニュアル」を配付して、私費会計業務全般を職員に周知した。また、7月に全職員対象の研修会を実施し、会計手順と適正な会計処理についての簡易版マニュアルをあらためて配付し、会計業務に関する意識を高めた。 ○会計処理について、定期的な管理職による点検を行った。また、4月当初に昨年度の私費会計決算監査、10月には私費会計中間監査を行い、適切な会計処理ができていたことを確認できた。 ○財務事務調査での指摘事項を職員会議で全職員に共有し、改善を図った。

○令和2年度不祥事ゼロプログラム全体の達成状況と令和3年度に取り組むべき課題（学校長意見）

令和2年度の不祥事故防止の取組は、適切に事故防止研修を行い、業務上の人為的なミス等を事故にしないような点検機能を確保できた。また、職員の規範意識と協働意識を高めて不祥事故防止に取り組むことができた。

令和3年度に取り組むべき課題は、法令順守意識の向上およびわいせつ・セクハラ防止、体罰や不適切な言動防止等を中心に、事故・不祥事故ゼロを目指していく。